

個人住民税の課税データ入力業務における受注事業者の契約違反及び法令違反の判明について

個人住民税の課税データ入力業務における受注事業者の契約違反及び法令違反の判明について

市が契約した業務において、受注事業者が市の承諾を得ない再々委託による業務履行を行い、市との契約規定に違反するとともに、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第10条に違反している事実が平成30年12月21日に判明しましたので報告します。

1 概要

個人住民税の給与支払報告書及び年金支払報告書データ入力業務について、受注事業者がすでに市の再委託承諾を得ている業者から市の再委託承諾を得ていない業者へ再々委託を行い業務の一部を履行させていたものです。

再々委託者から外部への個人番号等の情報流出は確認されておりません。

実施期間・件数概要（件数は給与等支払報告書枚数）

・平成28年度（29年1月～3月）

給与支払報告書及び年金支払報告書36,417件

・平成29年度（30年1月～3月）

給与支払報告書及び年金支払報告書35,703件

2 受注事業者

会社名 AGS株式会社代表者名 代表取締役社長 石井 進

所在地 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目3番25号

3 今後の対応

今後につきましては、外部委託の管理についてより一層厳格に監督を行い、再発防止に努めるとともに、個人番号を含む個人情報の管理を引き続き徹底してまいります。

お問い合わせ

企画財政部情報システム課

〒367-8501

埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

電話:0495-25-1189